

## 審査基準（公表用）

様式第 3 号

所管部(局)・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	法令番号	平成 1 4 年法律第 8 8 号
手続名	鳥獣保護特別保護地区内における行為の許可	根拠条項	第 2 9 条第 7 項、 8 項
審査基準	<p>1 許可を要する行為                  法第 2 9 条第 7 項各号に掲げる行為（法施行規則第 3 8 条に掲げる行為を除く）</p> <p>2 許可の基準                  国指定鳥獣保護特別保護地区内行為許可取扱要領の 5 許可に関する審査基準に準ずる</p>		
受付機関	生産者支援課	処理機関	生産者支援課
交付機関	生産者支援課	標準処理期間	3 0 日
		標準経由期間	日
		目次	1 7 3